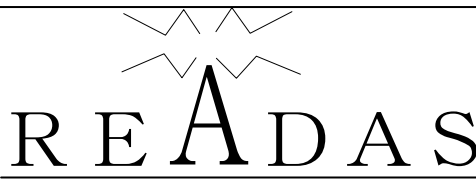


第 4931 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月27日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

短期前払費用として処理した場合の消費税の取扱い

Q：当社は、このたびA社と1年間の保守契約を結び、1年分の料金を支払いました。料金は月極めですので、3月までの分は5%で計算し、4月以後の分は8%で計算していますが、この費用について、短期前払費用を適用して、全額を損金に算入しようと思っておりますが、今月末の決算においては、消費税はどのように取り扱ったらいのでしょうか？

A：次のように取り扱います。

【解説】

短期前払費用を適用する場合、消費税の課税仕入れの時期は、その費用を支出した日の課税期間において行ったものとして取り扱いますが、仕入税額控除については、次のように取り扱います。

平成26年3月分までの保守料金についてのみ仕入税額控除を行い、平成26年4月以降の保守料金に係る消費税相当額については、仮払金として翌期に繰越し、翌期の消費税の申告において、新消費税法の規定(8%)に基づいて仕入税額控除を行うこととなります。

なお、1年分の保守料金について旧消費税法の規定(5%)に基づいて仕入税額控除を行う場合には、翌課税期間において、新税率が適用される部分について、5%の税率による仕入対価の返還を受けたものとして処理をした上で、改めて新消費税法の規定(8%)に基づいて仕入税額控除を行うこととなります。

